

報告案件

無償資金協力

案件概要書

平成 24 年 10 月 29 日

国際協力機構中南米部中米カリブ課

1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：セントルシア共和国

案件名：セントルシア水産関連機材整備計画

(The Project for Improvement of Fishery Equipment/Machinery in Saint Lucia)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発実績（現状）と課題

セントルシア国の総人口は約 17.8 万人、国民総所得（GNI）は 12 億米ドル、国民一人当たりの GNI は 6,820 米ドルである。主な産業はバナナの輸出を中心とした農業と観光業であるが、自然災害や国際市場の価格変動等のためバナナの生産量は落ち込んでおり、観光業の振興を柱とした産業の多様化が重要な課題となっている。

我が国は、水産無償資金協力による水産施設整備や、専門家等派遣による技術協力を通じて、観光業との相乗効果を図りながら水産業の振興を促すことによって、当該国経済の活性化に寄与してきた。しかしながら、無償資金協力を通じた機材を含む水産施設の中には経年劣化や自然災害等によりその機能が低下しているものが見られ、当該国は独自に問題の解決に努めているものの、予算的、技術的な制約から十分な対応が行えていない状況である。

(2) 当該国における水産セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

セントルシアの国家政策では、開発戦略の一つとして「水産インフラ整備」が挙げられ、当該国水産開発計画（2008－2013 年）では、観光等他セクターと協調しながら沿岸及び海洋資源の持続的な開発を目指すとしている。本事業は水産関連機材の整備により当該国の水産業のさらなる発展を目指していることから、同国の政策・水産開発計画に合致している。

(3) 当該国水産セクターに対する我が国の援助方針

2010 年 9 月に開催された第 2 回日・カリコム外相会議において策定された「日本とカリブ共同体（カリコム）諸国との間の平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」の中で、経済社会開発に資するよう、水産業及び水産資源の持続可能な開発、保存及び管理の分野において、緊密な協力を継続することを合意している。また、我が国の対セントルシア国別事業展開計画（2012 年）においても、「水産」は援助重点分野の一つであり、本件は同重点分野に位置付けられる。主な援助実績は以下のとおり。

1) 無償資金協力

2001 沿岸漁業振興計画（供与額：13.18 億円）

2008 アンス・ラ・レイ水産施設整備計画（供与額：5.36 億円）

2) 技術協力

2013 - 2018 カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト

(4) 他の援助機関の対応

報告案件

水産セクターにおいては台湾政府が Savannes Bay と Praslin の二つの浜に突堤建設を予定。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、過去の無償資金協力事業により導入された水産関連機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等）及びそれに附帯する施設の再整備を行うとともに、新たなニーズが確認された水産関連機材（調査船、人工浮漁礁等）を導入することにより、水揚げ量の増加及び水産物流通の円滑化を図り、当該国水産業の発展に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

セントルシア国カストリーズ地区、ビューフォート地区、スフリエール地区、シュワズール地区を想定（協力準備調査にて確認。）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容：

水産関連大型機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫、調査船、人工浮漁礁等）（協力準備調査にて確認。）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）及び実施能力・維持管理能力

実施機関となるセントルシア国農業林業土地水産省水産局は、4 課体制 40 名程度が配置され、省全体予算の 11%前後が水産局予算となっている。同水産局は、上記 2.

(3) で述べた水産無償案件について実施機関となった経験を有する。詳細については協力準備調査にて確認する。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：2. (4) にて上述の他ドナーの支援との重複はない。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

外務省が実施した「水産無償資金協力に関する評価（第三者評価）」において、「技術協力との連携が有効性の確保・増大に結びついている」との指摘があった。また、大型水産関連機器の主に技術面における運営維持管理の困難さが指摘されている。

(2) 本事業への教訓

報告案件

協力内容の検討にあたっては、現在実施中の技術協力プロジェクトに配置している専門家のアドバイスを聴取し、技術協力プロジェクトと連携した協力内容も検討する。また、機材利用者の要望や運営・維持管理者の技術レベルを考慮した機材の仕様を検討する。

以 上

【別添資料】地図

報告案件

【別添資料】

案件地図

